

# 新型コロナウイルス感染症に関する 留寿都村独自の給付金のお知らせ

## 中小企業者等特別応援給付金

新型コロナウイルス感染症感染拡大により、売上が減少し経済的影響を受けている村内商工業者である中小企業者等の事業継続を支援するため、対象者に対して20万円を給付します。

### 対 象

- (1) 村内の商工業者である中小企業者等であって、村内に事業所を有するもの（同一事業者が村内に二以上の事業所を持つ場合においては、当該二以上の事業所を一の事業所とみなす。）。
- (2) 令和3年1月、2月、3月又は4月のいずれかの月の売上高が、前年若しくは前々年同月売上高（令和2年に開業したものは、任意の月の売上高）と比較して10%以上減少しているもの。  
ただし、比較対象とする月の売上高が2万円以上あること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号及び第6号に規定する暴力団及び暴力団員（暴力団員と密接な関係であるものを含む。）以外のもの。
- (4) 令和2年12月末日までに事業を開始し、今後も事業を継続していくもの。

### 給付金額

一律20万円

※複数の店舗を営業している場合も、1事業者20万円とします。

### 申請期日

令和3年5月10日（月）から  
令和3年7月30日（金）まで

### 申請に必要なもの

- 中小企業者等特別応援給付金申請書
- 下記の添付書類（写し）
  - ・売上台帳
  - ・確定申告書
  - ・事業所の住所がわかる書類
  - ・本人確認書類
  - ・通帳またはキャッシュカードの写し

※商工会員は、商工会長の確認をもって添付書類の省略ができます。

給付金の申請について、申請窓口へ書類を持参しての直接申請も可能ですが、新型コロナウイルス感染症対策のため、**原則郵送による申請**をお願いします。

申請書は役場申請窓口のほか、留寿都商工会にも用意されています。

**期日を過ぎた申請につきましては、対応しかねますので、必ず期日厳守での申請をお願いします。**

## 問い合わせ先

企画観光課商工観光係 TEL：0136-46-3131 FAX：0136-46-3545